あなたの力になりたい！

くらし復興サポート通信

平成30年7月豪雨災害により被災された方の生活を支援するあなたのために情報をお届けします

第８号
2021年4月～
2022年3月

岡山県内における被災者見守り・相談支援事業の取り組み

～いのち・尊厳・くらしを共に守るために～

岡山県くらし復興サポートセンターと
岡山県内の事業実施センター
（倉敷市真備支え合いセンター・総社市復興支援センター）
の 2021 年 4 月から 2022 年 3 月までの
取り組みをご紹介します。

もくじ

P 2　岡山県くらし復興サポートセンターより
岡山県くらし復興サポートセンターの動き
P 4　自治体連携会議報告
P 6　「生活再建相談窓口事業」の取組報告
P 8　自治体間（倉敷市－総社市）における要支援継続世帯引継に係る支援調整の取組
P 9　倉敷市真備支え合いセンターと民間団体との連携による支援
P10　「総社市」の被災者見守り・相談支援事業の取り組み
P12　いのち・尊厳・くらしを 共に守るために点を支える面をつくる
地域における支え合いを支える
P14　研修報告
P16　包括的支援体制構築促進シンポジウム
P18　実施センター・関係各課よりR3年度の取り組みについてまとめ

2022 年 3 月　岡山県くらし復興サポートセンター

岡山県くらし復興サポートセンターより

平成30年7月豪雨災害から3年9カ月が経過しました。

総社市では、令和3年4月に災害公営住宅が完成、被災世帯の住まいの再建ができたことから、今年度末をもって被災者見守り・相談支援事業（以下「本事業」という）は終了となります〔本事業の主な対象世帯は、応急仮設住宅（建設型応急仮設住宅･借上型応急住宅）となっています〕。

本事業が開始された平成30年10月から令和2年3月までは総社市社会福祉協議会、令和2年4月から令和4年3月までは総社市が実施主体となり、相談員による被災者見守り・相談支援活動を展開してきました。常に一貫していたことは被災者に寄り添う姿勢であり、支援担当者同士の普段からの関係性による迅速な相談対応や、被災者と支援者の顔の見える関係構築であり、それが総社市における支援の強みでした。

倉敷市においては、引き続き、住まいの再建が課題のひとつとなっていました。

災害により、形あるものやないもの、人間関係や心の居場所等、今まであった普段の日常を失った被災者にとって、発災から3年という歳月の中で、ようやくこれからの生活の見通しがたちはじめた様子がうかがえました。

反面、住まいの再建ができたとしても、日常生活において経済的・複合的な課題を抱えた世帯や近い将来支援が必要となる世帯への対応も課題として認識されました。

令和4年度も倉敷市真備支え合いセンターと岡山県くらし復興サポートセンターは、引き続き被災者見守り・相談支援に取り組んでいきますが、本事業終了後の要支援者支援はどうするのか、本事業に携わることで見えてきた成果や課題、今後の支援のあり方を協議しながら、取り組んでいきます。

くらし復興サポートセンターの動き

2021

4月16日　ソーシャルワーク強化研修

仮設住宅供与期間の延長終了に伴う恒久住宅等への移行により、地域では、安心して生活できる関係の再構築や気軽に悩みや困りごとを相談できる場づくりが求められます。住まいの確保が出来たものの、複合的な課題を抱えたままで不安が強まったり、精神的に不安定になったり、経済的困窮状態に陥ってしまったりしている住民（被災世帯）のニーズや問題が被災者に対する制度の終了と共に潜在化することも考えられます。

そこで、今後も支援が途切れない体制をつくるために、被災前の地域はどうだったのか、住民の生活環境はどうだったのか、どんな地域活動があったのかなど改めて共有し、現在の地域（被災地）と住民（被災世帯）の現状と課題などから、今後の支援の方向性を検討しました。

4月22日　要支援世帯引継ぎに係る自治体間連携会議〔倉敷市・総社市〕

7月30日	**ソーシャルワーク機能発揮促進研修包括的な相談支援体制の構築促進セミナー** “支え合い” センターは、被災者見守り・相談支援事業とともに終わりを迎えます。これからは、地域生活課題の解決に関わる当事者や地域住民、支援者等が必要に応じて助け合い支え合うことのできる関係を自ら紡ぎ創ることが求められます。この関係が「ソーシャルサポート・ネットワーク」として機能することによって、「課題を抱える人は、誰もが必要な時に必要な支援を受けることができる地域」がつくられていくのではないでしょうか。そこで、支援者である私たちが、地域生活課題やソーシャルサポートについて共通認識をもち、理解を深めることを目的として、開催しました。
9月28日	被災者見守り・相談支援事業実施センター連絡会議
10月 8日	ソーシャルワーク機能強化研修（連携協働の中核機能）
10月22日	ソーシャルワーク実践力向上研修（専門職：スーパービジョン・トレーニング）
10月29日	被災者の生活再建に向けた自治体連携会議
11月11日	ソーシャルワーク実践力向上研修［マネジメント：スーパービジョン体制構築］
11月19日	ソーシャルワーク実践力向上研修［専門職：スーパービジョン・トレーニング］
11月25日	ソーシャルワーク実践力向上研修［見守りリーダー・相談員：スーパービジョン］
11月29日	ソーシャルワーク機能強化研修（連携協働の中核機能）
12月 9日	ソーシャルワーク実践力向上研修［見守りリーダー・相談員：スーパービジョン］
12月17日	ソーシャルワーク実践力向上研修［専門職：スーパービジョン・トレーニング］

2022

1月14日	ソーシャルワーク機能強化研修（連携協働の中核機能）
1月18日	被災者の生活再建に向けた自治体連携会議
2月 7日	ソーシャルワーク実践力向上研修（専門職：スーパービジョン・トレーニング）
2月 8日	**包括的な相談支援体制構築促進シンポジウム** 災害時でも平常時でも一人ひとりの生活全体を支えていくためには、包括的・継続的な支援の一体的な提供を可能とする基盤やシステム・社会資源を、多様な分野・業種の連携・協働によって、地域生活圏域・市圏域・県圏域において重層的に構築・開発しておくことの重要性と、必要性を支援経験から実感すること、災害時に平常時の包括的支援体制を災害モードに切り替えるためのカギとなる要素について共に仮説を立てることを目的として開催しました。
3月14日	ソーシャルワーク実践力向上研修（コーディネートに欠かせないファシリテーションスキル）
3月17日	被災者見守り・相談支援事業　実施センター連絡会議
3月18日	ソーシャルワーク機能強化研修（連携協働の中核機能）
3月25日	ソーシャルワーク実践力向上研修（専門職：スーパービジョン・トレーニング）
3月28日	ソーシャルワーク実践力向上研修（マネジメント：スーパービジョン体制構築）

被災者の生活再建に向けた自治体連携会議

令和３年度、被災世帯の居所に関わらず、切れ目のない支援を展開するために、自治体間でどのような連携が必要なのか、被災時自治体、居住地支援に取り組んだ自治体や社会福祉協議会とともに、協議を２回行いました。

第６回　2021（令和3年）10月29日開催
第７回　2022（令和4年）1月18日開催

協議テーマ　**「これまでの被災地外居住者の支援の取り組みや教訓から今後の円滑な支援を考える」**

被災時自治体からは、被災世帯が再建先を決めるまでには時間がかかることを理解するとともに、揺れる気持ちに寄り添い続けることが必要だったこと、被災地自治体と現居住地自治体が異なる場合の相互の支援窓口の明確化、住民票を異動していないなど一般施策等の支援対象とならない被災世帯に対して、インフォーマルな支援の窓口としての社協の関わりが有益だったと報告がなされました。

新たな環境下で生活を始めた被災世帯では、身近に相談できる人がいない、ゴミ出しのルールなど生活に関する地域特有の情報を知らないなど、被災時自治体では把握・対応できにくい課題も浮き彫りになりました。

会議で出てきた主な意見・感想

①円滑な引継ぎを行うには、受入窓口の明確化が必要

・各自治体で仕組み（制度や組織）が異なるので、被災時自治体からの直接的なマネジメントは難しい。
・支援の受入れ窓口としては、被災者支援担当、重層的支援体制担当、地域包括ケア担当が考えられる。

②被災時自治体は一定期間、支援継続することも重要

・被災時自治体を離れて生活し始めた被災者に、見捨てられた感を生まさない働きかけは継続する。
・再建場所の意思決定には、一定の時間が必要であること認識する。

③社会福祉協議会ベースの引継ぎのメリット

・住民票がない段階での引継ぎ（インフォーマルな見守りや支援の窓口としての機能）が可能。
・直近の課題は見受けられないが、数年後のリスクが高い世帯への中長期における相談窓口機能が期待できる。

円滑な支援引継ぎのための自治体窓口の明確化

被災時とは異なる市町村で生活している世帯の中で、現居住地を再建先として選択し、現居住地による継続的な支援が必要な世帯については、自治体間で支援状況や支援課題の引継ぎを行いました。

支援引継ぎにあたっては、各自治体で組織体制や施策・仕組みも異なる中で、複合的な課題を抱える世帯などは被災時自治体もどの課につないでいくか対応に苦慮することもあり、支援引継ぎ先の各自治体の支援窓口を県調整のもと、明確化していただきました。

相互の支援窓口が明確になることで担当者同士の相談もでき、会議に参画いただくことで、被災世帯の抱える課題や被災時自治体の支援の状況も理解した上で、支援引継ぎを行うことができたことは一つの成果であります。

市町村を超えた支援調整については、県の調整機能の発揮が求められることを改めて確認しました。

被災時自治体の支援継続と情報提供の限界

被災者支援の軸は、被災時自治体が中心となります。被災者の多くは被災地への強い思いを持っており、被災地を離れて生活し始めたとしても、被災時自治体としては見捨てられた感を生まさない、一定期間は支援を継続していくことが求められました。

反面、他自治体の地域の実情（ゴミ出しルールや地域資源、コミュニティ情報）は把握できないことから、被災者への情報提供は難しい現実が見えてきました。

とした多機関協働による総合相談・生活支援体制整備

被災時自治体を離れて生活する世帯を対象とした「見守り支援体制構築事業」の取組紹介

様々な理由から住民票を異動せず、被災時居住市町村外で再建を希望されている世帯のうち、健康面での不安を抱えていたり、居住地の生活情報の収集や近隣とのつながりがまだできていない世帯等に対し、切れ目なく支援が継続されるよう、居住地の市町村社会福祉協議会の協力のもと、民生委員等、地域関係者との関係構築や新たなコミュニティでの支援環境整備を進めてきました。

これまで、岡山市、高梁市、浅口市での再建を選択された世帯に対し、本事業を活用した支援を行いました。

支援にあたっては、本センターと居住地社会福祉協議会とで世帯への支援方針や3か月後の支援目標を協議の上、地域の支援関係者と連携を図りながら、支援を行っています。高齢単身世帯で日中閉じこもりがちな方など、本人の願いや日常的な生活の不安などをお伺いする中で、必要な情報や支援を行いながら、地域での継続的な見守り体制の構築につなげています。

取組紹介

対象世帯：Aさん（80代・女性）

- 親族所有宅でひとり暮らし
- 要支援2の認定を受けているが介護保険サービス利用なし
- 週4回配食サービスを利用
- 県内在住の長女が、週1回買い物や通院手続きなどを行っている

＜支援方針＞

❶心身機能の低下を防止する
❷近隣住民との接点をふやす
❸本人の願いや望みなどを把握し、実現に向けた支援をする

近隣住民との接点があまりなく、移動手段もないことから日中家で過ごすことも多く、ひとり暮らしのため今後の認知面での不安も持たれていました。

支援方針と3か月後の短期目標を協議の上、Aさんの不安や願いを聴きながら、日常生活の中で身近に相談できる支援体制づくりを進めました。

これまで親族や医療機関など限られた方との関係しかありませんでしたが、本事業を通じ、地域の多様な方々との日常的な関係づくりにつながりました。（下記図参照）

担当者からは、「本事業の個別の支援を通して地域づくりに取り組むことができた」「日頃からの支援機関との関係構築、チーム支援やアウトリーチの重要性に改めて気づいた」との報告がありました。

取り組みの結果

- Aさんと配食ボランティアでもある民生委員さんとの信頼関係ができ、日常的な見守り活動につながった
- 長女も居住地の社協や地域支援関係者とつながることで、不安や思いを相談できる環境ができた
- 集まりに行くのが苦手なため、お庭でのお花づくりが好きなAさん宅での訪問カフェができないか相談している

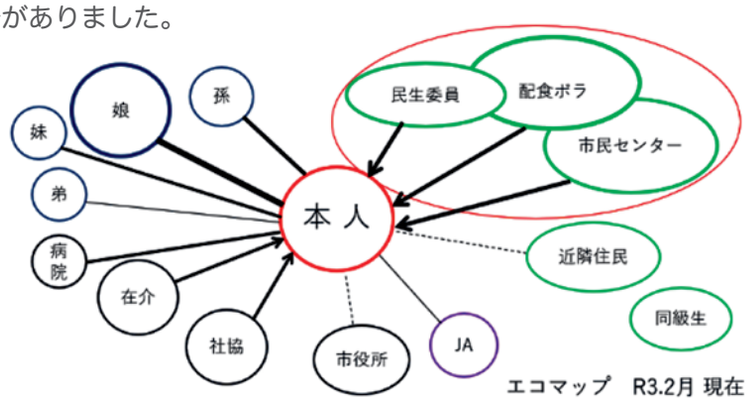

エコマップ　R3.2月 現在

『生活再建相談窓口事業』の取組報告

被災世帯が希望する居住地で生活再建ができるよう、被災時居住市町村による支援だけでなく、県域において被災時居住市町村外で生活する被災世帯等への物件情報の提供や保証人問題の解決等に関する専門領域の支援などを行う生活再建相談窓口を設置し、県から指定を受けた居住支援法人の一つであるおかやま入居支援センターに支援業務を委託し、恒久的な住まいの確保に課題があり、生活再建が困難な被災世帯に対し、希望する居住地での生活再建に向け、世帯に応じた相談支援等を行ってきました。

本事業開始の令和2年10月末から令和4年3月までに自治体等からの依頼に基づき、計34世帯に対し、アウトリーチ型の相談支援を行いました。

生活再建相談窓口事業　支援の流れ

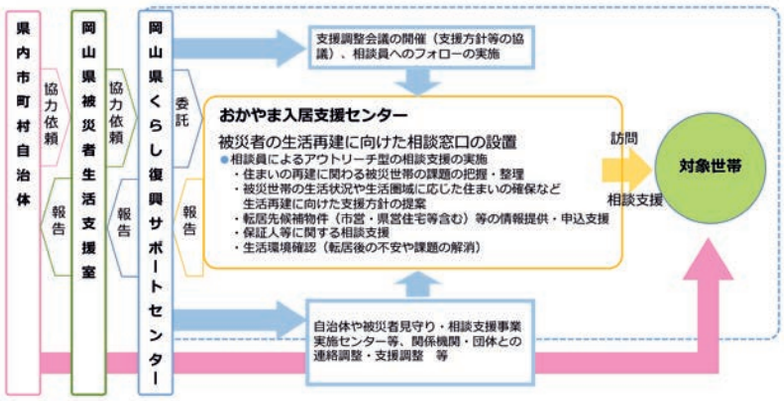

世帯のみの力では住まいの再建が困難な世帯

対象世帯は『家族内での再建意向の不一致』、『保証人の不在や保証会社の審査が困難』、『希望物件の不足』など、住まい確保に関する様々な不安や課題（右表参照）を抱え、世帯のみの力では生活再建が具体的に進まない世帯も多く、支援制度の期限が迫り、精神的な不安や負担を抱える世帯も多くおられました。

〔対象世帯の抱えていた主な課題（複数回答可）〕

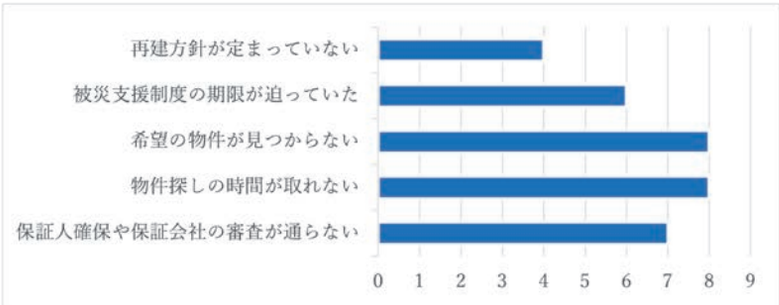

世帯の自己選択と意思決定を支える

まずは世帯の意向や困りごとを伺い、世帯が望む再建先を自己選択できるよう、活用できる制度や選択肢の幅を広げる物件情報の提供、不動産業者への同行や申込手続き等の支援を行うなど、世帯の力を見極めながら、世帯の意思決定を支えてきました。

『単身や母子・父子家庭世帯で経済的な課題を抱え、できるだけ初期費用を抑えたい』、『保証人確保が難しい』、『多人数世帯でペットを飼っている』など、希望条件に合う物件がなかなか見つからない世帯には、居住支援法人の強みや経験を活かし、不動産業者や保証会社との個別調整や、一軒家の空き家物件等の積極的な活用も図り、選択肢を提示する中で、折り合いをつけていく世帯の意思決定を後押ししてきました。

契約までに要する期間や必要となる手続きなどを伝え、具体的な物件情報を提供することで、対象世帯の行動を促すきっかけにもつながり、最終的には自身や家族で物件を探し、住まいを確保された世帯や現借上型応急仮設住宅の二者契約を選択される世帯もおられました。

少し背中を押せば自身で決められる世帯がある一方、『災害公営住宅や市営への特定入居など、公的制度で支えないと決まらない世帯』、『恒久的な住まいの確保が支援制度の期限に間に合わず、居住支援法人が所有するシェルター等を利用し、一時的な住まいの確保が必要な世帯』もありました。

〔対象世帯の再建方法の結果〕

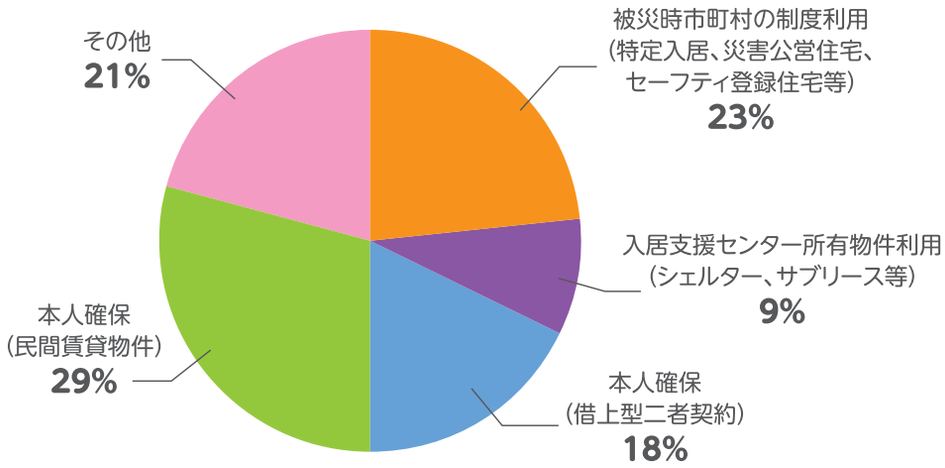

継続的な生活課題を抱えている世帯への対応

住まいの確保が生活再建のゴールではなく、その後の再建先での地域生活定着が図れるよう、住まいの確保後には新たな再建先での生活環境の確認(転居後の不安や課題の解消)や制度の利活用(転居助成や加算支援金等)状況の確認を行い、依頼自治体等へ支援終了世帯の支援結果並びに支援経過の中で把握した生活課題があった際には、把握した情報の共有と必要な支援のつなぎも本事業の重要な役割でありました。

応急仮設住宅を利用していた世帯は恒久的な住まいの確保後には新たに家賃等が発生することになり、今後の経済的な課題を抱えている世帯もおられました。支援関係者と共有・協議し、継続的な息の長い支援につなげることが必要でありました。また、被災時市町村外での再建先を選択された世帯については、新たな環境下での生活となるため、丁寧な確認も必要でありました。

被災世帯の生活再建において、生活の基盤となる住まいの確保は大きな課題であり、本事業を通じ、世帯の意思決定を後押しする支援と、公的制度できちんと支えていく支援が必要なこと、そのためには、福祉と住まいに関する支援機関が連携し、取り組んでいくことが重要だとわかりました。

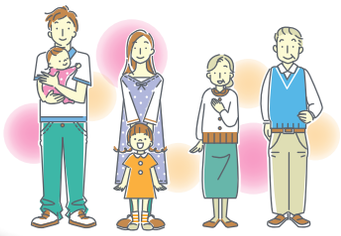

生活再建相談窓口事業を振り返って

特定非営利活動法人
おかやま入居支援センター 相談員 **水澤 俊恵**さん

かかわりの中では「ご本人が大事にしている価値観を大事にする」ということを意識し、ご本人のペースに合わせた支援を心掛けました。とは言え期限があることなので、方針が決まってからの支援は細やかにスピーディーに行う必要がありました。

空き家とのマッチング、他地域の居住支援法人や各機関との連携、仲介業者のアウトリーチ相談などの方法で住居確保までの支援を展開できたのは、これまでの法人の地道な居住支援活動が結果につながったものと実感しています。

災害に関連する制度等に戸惑うこともあったのですが、事業の仕組みや法人内のバックアップのお陰で、役割分担しながら必要な方へ必要な情報をお届けできました。

本事業において、支援者が孤立しない体制が維持できていたことは支援全体を通じて非常に重要でした。ここで得た経験やつながりを、今後の活動にも活かしていきたいと思います。

被災時市町村と現居住地市町村間の支援に係る調整・支援課題の解決

自治体間（倉敷市－総社市）における要支援継続世帯引継に係る支援調整の取組

倉敷市真備地区と総社市は隣接し、生活圏が同じであったことから、倉敷市真備地区で被災された多くの世帯（平成31年1月時点で約420世帯）が、借上型応急仮設住宅を利用し、総社市内で生活されていました。

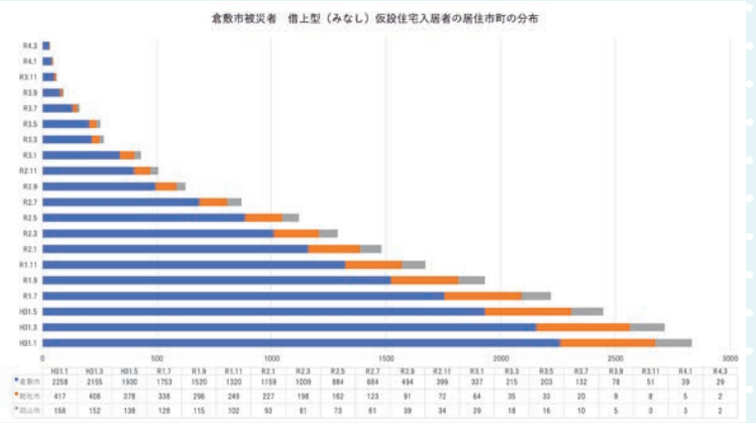

市町村間での支援課題解決協議の場

両市間の要支援継続世帯の支援引継ぎについては、支援対象世帯も多く、被災者支援制度等に基づく被災時自治体による支援と現居住地自治体による福祉的支援が並行して行われる世帯もあり、支援における役割分担や責任主体の明確化、住民票の有無による支援の引継ぎ方法や情報提供不同意世帯への対応など、2市間による協議の場を設定し、詰めていきました。2市間だけでは調整が困難な市域を超えた支援調整については、県域の支援調整機能の発揮が求められました。

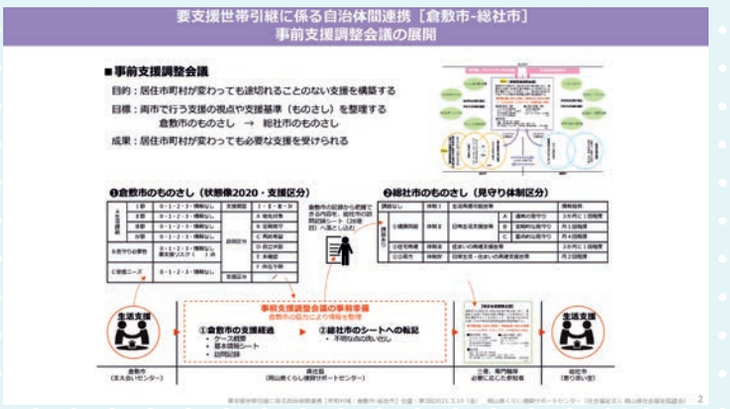

要支援継続世帯の事前支援調整会議

倉敷市と総社市では被災世帯への聞き取り項目、アセスメントによる支援区分や見守り頻度など、支援の方針やゴール設定が異なるため、居住市町村が変わっても、途切れることのない支援が展開されるよう、丁寧な調整が求められました。

そこで、要支援継続世帯を引継ぐ場合は、県域で世帯の基本情報シートや訪問記録を読み込み、引継ぎ先の「ものさし（支援区分、見守り体制等）」に置き換えたうえで、「事前支援調整会議」を開催しました。事前支援調整会議では要支援継続世帯に関わる各種支援者が専門職支援に向けた情報はもちろんのこと、これまでの社会的なつながりや生活環境が変化することから、特に「ソーシャルサポート」の変化を捉えた観点からの支援経過情報を丁寧に共有することを重視しました。

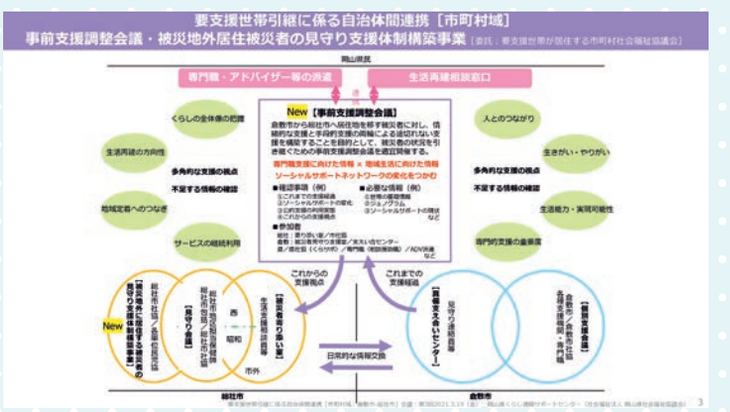

倉敷市真備支え合いセンターと民間団体との連携による支援

「お互いさまセンターまび」と「真備連絡会」
NPO 法人　岡山マインド「こころ」　代表理事
一般社団法人お互いさま・まびラボ　副代表理事
多田　伸志

「真備連絡会」から「まびラボ」が生まれた

平成30年7月豪雨災害で被災した真備町も3年半を迎えました。昨年11月1日で丸３年を迎えた「お互いさまセンターまび」は、みなし仮設住宅へバラバラになった要援護者の方々の足として「生活支援」と「移動支援」を約6000件走りました。このセンターの運営は、被災翌年の5月に真備連絡会の有志で立ち上げた一般社団法人お互いさま・まびラボ（以下「まびラボ」）という復興まちづくり会社です。これまでは「みんなでつくる財団おかやま」さんや「橋本財団」さんから運営費の助成や寄付を頂いて運営することができましたが、これからは自分たちで収益事業をして自立を目指します。

「真備連絡会（真備地区関係機関・事業所等連絡会）」は、町内約30の医療・福祉関係事業所や行政、社協、ボランティアの方々の任意の会です。毎月一回開催されるゆるやかなネットワーク会議で、そこで出された課題を解決していく機動部隊が「まびラボ」と位置付けて、私たちは10年間まちを見守る覚悟をしました。

お互いさまセンターまび ～被災から3年、新たなフェーズへ～

たった３年で真備のまちは表向きキレイになりました。多くの住民の方々が戻って来られました。「お互いさまセンターまび」の「移動支援」のエリアも町内の移動が増えました。私たちはひとつの役割りを終えたと判断し、丸3年を機に「移動支援」の車を1台に縮小し、利用中の78名の方々を20名に絞り込みました。みなさんは残念そうに、「いつかは来ると思ってました、これまで本当にお世話になりました」と言って下さいました。ここからは心をゆっくり見守る新たなフェーズを迎えた気がします。

これまでの３年間は、がむしゃらに目の前の支援をこなしてきましたが、そのほとんどは倉敷市社協が委託運営する「真備支え合いセンター」や「真備連絡会」の仲間がつないでくれた案件と、利用者からの口伝えでした。「真備支え合いセンター」と民間支援団体である「晴れプロ」さんとは毎月の会議を持ちながら、その場で役割分担をし、利用して下さった280名の方々へワンストップの支援を心掛けました。しかし中には孤立から体を病み、お亡くなりなられた方々も数名おられ、至らなかった後悔を受け入れる力を次への糧としました。

被災から3年、みんな置いてきぼりにしない活動へ

「お互いさまセンターまび」は直接支援をする機動部隊ですが、「真備連絡会」の仲間たちも様々な試行を行なってきました。真備では災害時に51名の命を無くしましたから、「二度と置いてきぼりにはしない」を心の合言葉に、「要援護者マイタイムライン」作りに取りかかります。「一番心配な人からマイタイムラインを、まちの人たちと一緒につくろう」、この取り組みはあちこちに広がり、民生委員さんや地区社協のみなさん、まちづくり推進協議会のみなさんからも「一緒につくろう」と声がかかるようになりました。

独自に民間の一時避難場所も定めて、医療的ケアが必要な方は総合病院へ、ご高齢の方は特養へ、精神「障害」の方は精神科病院へ、じっとできない子どもさんやおしめを換える必要がある方々はご家族と一緒に個室がある老健施設へ。このように、指定避難所を経由してでないと福祉避難所に行けないという理不尽を解消する取り組みとして、安心して逃げれる場所を各施設が提供して下さいました。

しかしこれらの試行は、コロナ禍の中で一旦白紙になってしまいました。でもあきらめずに「空きがある建設型仮設住宅は使えないか？」「市の施設の一部を要援護者用に使えないか？」などの試行を続けています。

また、まちづくり推進協議会のみなさんと「真備連絡会」の合同避難訓練も3回行う事ができました。このように、「真備連絡会」で出会った顔の見える仲間たちが、新たなプロジェクトを組み直しながら、コロナ禍であっても何かできることを探り、自由に動いてきた。まちの人との協働を求め、専門性だけで囲わなかった。

そんな被災地はコロナ禍の収束を待ちながら、令和5年度に完成する復興防災公園（仮称）と小田川河川敷を、新たなまちの復興のシンボルとして、多様な住民の手で利活用・管理する仕組みづくりと、声の小さな人（要配慮者を含む）が参画する「川と暮らす、ダイバーシティー復興」を模索しています。

「総社市」の被災者見守り・相談支援事業の取り組み

令和3年度には復興住宅が完成し、応急仮設住宅で生活されている世帯の住まいの再建ができたことから、令和3年度末をもって被災者見守り・相談支援事業は終了となり、今後は総社市の復興計画に基づき、被災者に寄り添った継続的な支援を展開されることとなっています。

そこで、総社市復興支援センター（前田元センター長、総社市社協日下部地域福祉課長）、総社市被災者寄り添い室（三宅室長代理、白神室長補佐）にお話を伺い、これまでの総社市における取り組みを振り返ります。

総社市復興支援センター（社協受託）〔平成30年10月～令和2年3月〕

総社市復興支援センターは平成30年10月に開設され、“被災された方が地域に戻ってもらう”ことをコンセプトに「被災された方とのつながり」「地域とのつながり」を重視し、取り組みを進めてきました。

市内2か所の建設型応急仮設住宅や借上型応急仮設住宅で生活されている世帯に加え、多くの方が在宅に避難し生活されていました。（右図参照）

そのため、開設当初は在宅での居住実態も含めた世帯の状況や支援の必要性の把握を行い、被災世帯が抱える個々の課題に応じた相談支援と、被災により一時的に弱まった住民相互による地域の福祉力の回復や地域の復興を促進する取り組みが求められました。

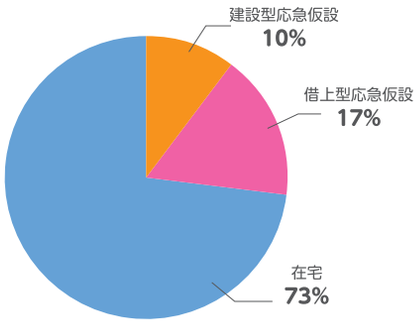

〔平成30年10月時点の被災世帯の居所〕

社協機能を活かした支援体制

平時から地区社協等を基盤に住民主体による活動を推進する社協の強みを活かし、訪問活動を行う相談員に加え、被災した地区担当の福祉活動専門員と社会福祉士や精神保健福祉士といった専門職等の相談員を配置。社協では各種相談支援センター機能（体制図参照）を有しており、被災世帯個々の課題に応じた専門的支援を組織内で連携し行える体制でした。

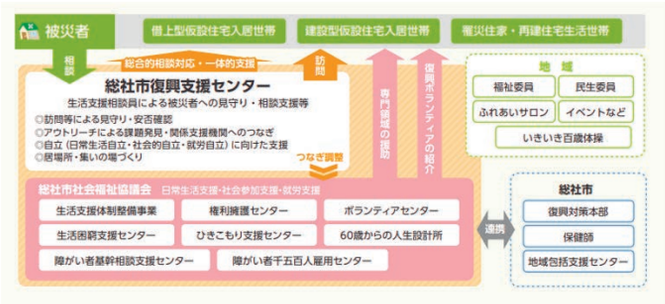

地域のつながりづくり

応急仮設住宅に入居された世帯からは新たな環境下での不安や普段なら身近な人に聞けるちょっとした日常生活の困りごとの声、在宅世帯からも少しずつ生活の基盤を立て直された世帯も増え、地域内での交流を求める声もありました。地区担当や生活支援コーディネーターと連携し、身近な場での健康相談や、被災した地域の住民同士が集い・語らい・楽しめる場づくりも積極的に進めました。住民同士の何気ない会話から、相談員が地域住民の声や、被災世帯の困りごとや変化を把握する場にもなっていました。

また、既存の専門職と地域関係者が地域課題等について協議する小地域ケア会議などで被災地域での声掛けや見守り活動などについて話し合うなど、平時の社協の小地域福祉活動を活かした取り組みが進められていました。

総社市被災者寄り添い室（行政直営）〔令和2年4月～令和4年3月〕

総社市被災者寄り添い室は、総社市復興支援センターから支援業務を引継ぎ、令和2年4月から行政直営で事業を実施されています。“被災者（市民）に寄り添う”をキーワードに、庁内の一般施策の専門職と密に連携し、被災者の生活再建と被災地域の復興を一体的に進めてきました。

密な庁内連携が可能な支援体制

本事業は有期の事業であり、一般施策へのつなぎや移行も考えていく必要がありました。行政直営での実施により、保健福祉・医療等をはじめ、庁内連携がより円滑に発揮できる体制の構築がなされていました。被災地域の復興も一体的に進めていけるよう、復興推進室の職員も兼務で配置。総社市復興支援センターの訪問活動を行う相談員2名を継続雇用し、被災世帯への継続的な切れ目のない見守り・訪問活動を行っています。

元々、総社市では市職員と市民との距離感も近く、発災時から被災地域の住民との関係性も構築できていたことから、地域のキーパーソンへの働きかけや迅速かつ柔軟な相談対応もなされていました。

これまで福祉サービスを受けていなかった方が、時間の経過とともに身体機能が低下し、介護サービスが必要になるなど、継続的な見守りを行う中で変化をキャッチし、タイミングを逃さず、地域包括支援センターなどの支援機関につないでいくケースや、重点的な見守りを行っている要支援継続世帯についても、保健師と同行訪問し、専門的なアセスメントのもと課題を明確化し、必要な一般施策等への支援移行を進められてきました。

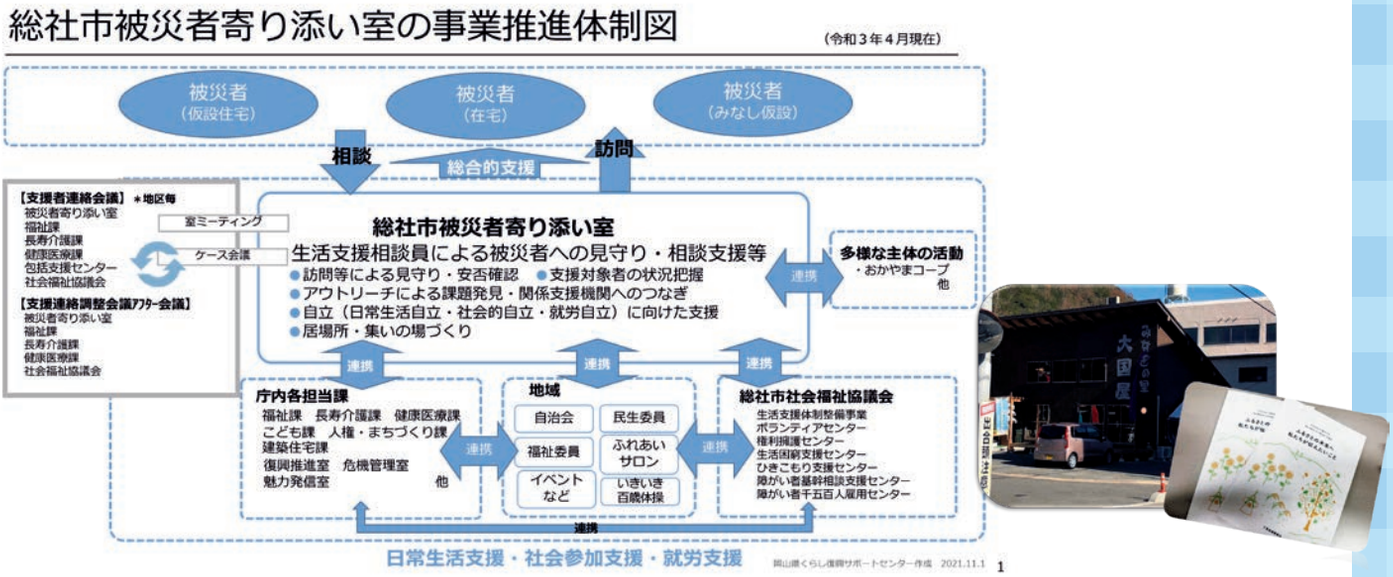

被災地域の復興を目指して

大きな被害があった昭和地区では、美袋駅前にあった商店も撤退され、「買い物に困っている」という住民の声もありました。「駅前に飲食や買い物が出来る拠点をみんなで作ろう」と地域の方が立ち上がり、総社市では2カ所の建設型応急仮設住宅で利用した木材を地域活性化に再活用し、地域の復興のシンボル、今後の地域拠点として『みなぎの里 大国屋』がオープンしました。

また、浸水に加え、アルミニウム工場の爆発による二重の住家被害のあった下原地区では平成30年7月豪雨災害の経験を記録だけでなく、記憶を後世に伝える記録誌として作成するなど、災害の教訓を今後につなげる取り組みも行われています。

引き続き、総社市では、復興計画に基づき、被災地域の復興と、被災された方々が総社市で安心して暮らすことができるよう、被災世帯に寄り添った継続的な支援が展開されています。

いのち・尊厳・くらしを 共に守るために
点を支える面をつくる
地域における支え合いを支える

令和3年度における被災者支援の課題

応急仮設住宅の入居戸数の推移[令和3年3月末時点]

- 発災から2年8か月経った令和3年3月末時点では、借上型399戸に933人、建設型71戸に137人、計470戸に1,070人の方が応急仮設住宅で生活していました。
- 入居戸数の推移からは、被災した方の多くが、住まいを確保され、それぞれの生活再建に向かっていることがうかがえました。

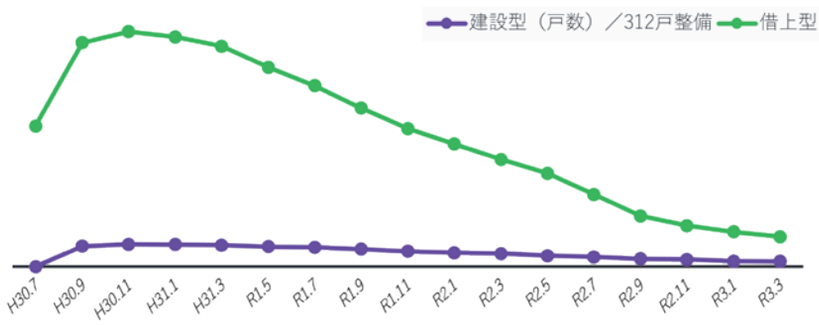

所在市町村	借上型	建設型
倉敷市	383戸	64戸
総社市	7戸	5戸
他6市町	9戸	2戸

生活場所による相談内容の違い[倉敷市、令和3年3月末時点]

- 建設型では46%・借上型では67%が住まいの確保や転居に関して、在宅では52%が健康や医療に関して、不安や課題を抱えていることが、相談内容からわかりました。
- これらのことから、令和3年度は、「地域定着支援」が大きな課題となるとともに、「専門領域の支援者、支援関係機関、地域住民等との連携強化」の必要性が増していました。
- また、災害公営住宅への入居開始が令和3年4月上旬であったことから、引っ越しに関する支援ニーズもあり、「フォーマル・インフォーマル支援の連携調整」も欠かせない時期でした。

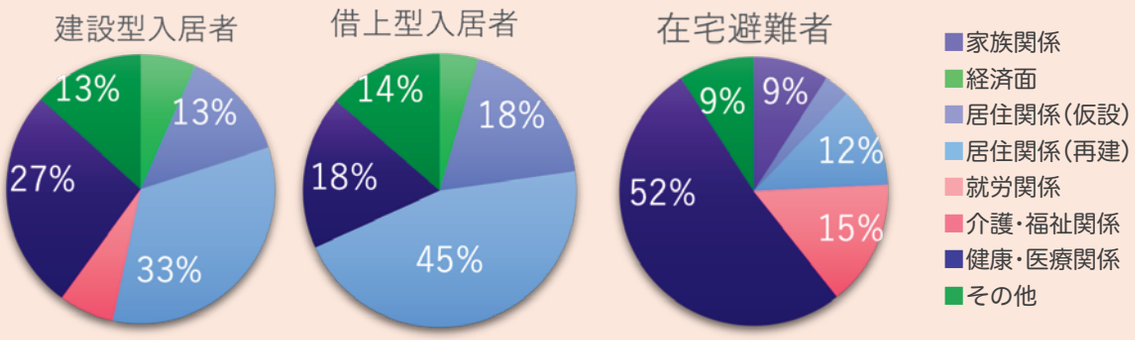

支援を必要とする対象層と関与すべき支援者及び発揮すべき支援調整機能

●被災者見守り・相談支援事業は時限的であることから、事業終了時には、一般施策では対応が難しい、いわゆる支援の枠組みに当てはまらない世帯が取り残される可能性があります。これらの要継続支援世帯は「出口が無い」まま、被災者支援制度が終了していくことになります。令和3年3月末時点で、継続的な支援を必要とする世帯は、約800世帯となっています。応急仮設住宅供与期間の再延長等を踏まえると、令和4年3月末時点では、約100世帯と想定しています。

●このように、戸別訪問・アウトリーチによって顕在化した何らかの支援を必要とする世帯や支援ニーズが潜在化しないよう、平常時の事業や仕組への支援引継ぎが課題となります。また、このような世帯が抱える課題は、複雑・複合的であり、課題ごとに支援機関に引継ぐ振分支援では課題解決は望めません。福祉分野に限らず生活に関わる多様な分野の支援者と地域住民が連携・協働した、重層的な並行支援が必要となり、これを実現する包括的な支援を提供する体制の整備が求められます。

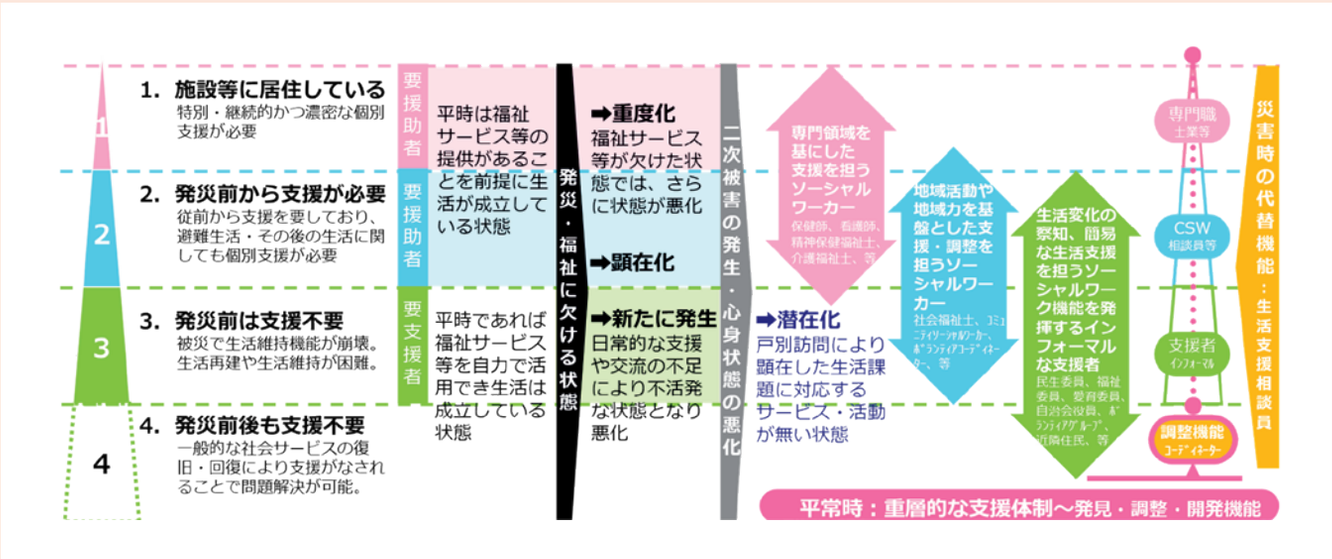

●包括的な支援を提供するためには、専門領域支援者はじめ民生委員や福祉委員などのインフォーマルな支援者の存在と、そのネットワーク化が欠かせません。これまでは、「生活支援相談員」「支え合いセンター（事業実施拠点）」が、ケースマネジメントを通じて、各支援者の連携を図り、必要な支援を一体的に提供する役割を担ってきました。

●しかし、事業終了後は、生活困窮者自立支援センター、地域包括支援センター、地域活動支援センター、子ども相談支援センターなど、属性に応じた支援提供となり、「世帯まるごと」の支援を調整する機能は現時点では十分に整っていません。

●このような背景から、生活支援相談員が担ってきた調整機能を「重層的支援体制整備事業」に移行することで、属性を問わない、世帯単位でアセスメントしながら必要な支援を提供できるよう、機能移行の促進が令和3年度の支援課題となりました。

研修報告 令和3年度 被災者生活支援従事者研修

研修目的

包括的な相談支援体制の構築、ソーシャルワーク機能の強化

支え合いセンターが発揮してきた機能や担ってきた役割の明確化、事業終了後の機能移行先の明確化と担い手の能力強化に取り組む

研修方針

❶本事業の機能の移行が可能な体制の整備を促進する

支援機能の引継と連携協働の中核機能・個と地域の一体的支援機能の発揮を促進する

❷社会的孤立と制度の狭間問題への対応機能を強化する

地域生活課題の共有と対応に関する共通認識の形成、当事者グループや場づくりを促進する

❸エンパワメントを促進するソーシャルワーク実践力を高める

スーパービジョンの実施、被災当事者のニーズと求め起点のコーディネーションを促進する

ソーシャルワーク機能発揮促進研修[全1回]

支援課題　社会的孤立と制度の狭間問題への対応機能を強化する

成果目標　地域定着期におけるソーシャルサポートを互恵性・互酬性から考え、多様なかかわりのネットワーク化が図られる

私たちは、ご本人が社会資源を利活用できるように、ふだんの暮らしの中で誰からどのようなサポートを得ているのか、そのサポートは被災前とその後で変化したのかどうかを、お話しをうかがう中で把握し、必要に応じて制度・サービス、活動や支援者とおつなぎしてきました。

なかには、生活再建の次のステップに進むために、建築士、弁護士、ファイナンシャルプランナーなどの専門領域の支援を必要とする場合もありました。しかし、このような専門職による支援への受援は低い傾向にあり、ご本人のタイミングと支援のタイミングが合致するまでには、時間がかかるケースもありました。

一方、ボランティア活動者のかかわりによって、支援の受入れがスムーズにいったり、ご本人が前向きな気持ちになったり、そんな場面に幾度も出会いました。災害時のボランティア活動者が、その後には、地域活動の支援者へと役割が変化し、新たなコミュニティが生まれたりもしました。

このようなボランタリー活動と専門職支援が連携してかかわったケースを、災害派遣福祉チーム(DWAT)員、士業、NPOスタッフ、ボランティア活動者、社協職員、各種専門職が共有することを通じて、各々の強みと特徴を活かした支援がもたらすものと、そのための調整機能の重要性について、学びを深めることができました。

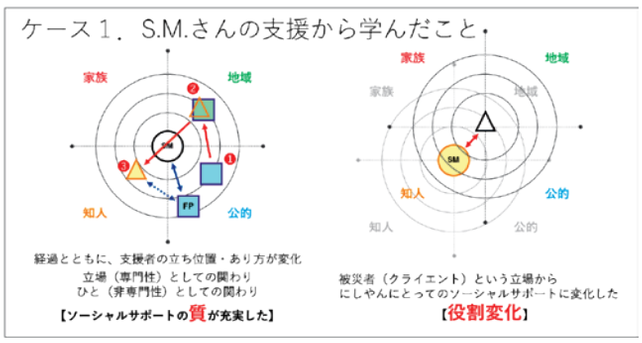

篠原講師によるケースからの学びの整理

参加者の声

相手の置かれている状況、大事にされてきた思い、揺れ動く状況等を理解しようという姿勢と、どんな状況であれ相手の持つ力を信じて待つ。しっかり受け止めて、裏にある真のニーズをつかむ。人の力をかりる。人のつながりを大切にする。

参加資源という視点に気づいた。個人の問題であっても個人が変わることのみを求めるのではなく、周囲、環境の認識も変わっていく必要がある。見通しを立ててもらうと安心できる。人として対等に接すること、時には自分に置き換えてみる。今までつないだことのない資源についても探ってみる。

ボランティアさんの言葉「被災者ではなく、いち人間として接した。身構えずに行く、パターン化しない」という言葉に、被災者としてしかみていなかった自分に気づいた。被災により、自分も日常でない中で、支援者の立場として冷静に寄り添った支援ができるだろうかと思うが専門員としてそのちからを養っていきたい。

ソーシャルワーク機能強化研修［全8回］

●スーパービジョン・トレーニング／体制構築促進マネジメント研修

奥川グループスーパービジョン（OGSVモデル）の考え方と実践を学び、問題の中核の捉え方を体験的に理解しました。

参加者の声

クライエントの課題や弱いところは見つけやすいが、それが出てきている状況や心情をしっかりアセスメントしないと今後の支援のアプローチが変わってくると思った。
一歩懐に入れそうなタイミングを逃さないようにしていきたい。

●ファシリテーション研修 ～話し合いのあり方とやり方を再点検する

重層的支援体制整備事業への支援世帯の引継やコーディネーション機能の移行など、多様な分野や職種の支援者と住民が目線を合わせ、学び合い、共に課題解決や地域づくりに取り組むこと、個別支援と地域支援を一体的に展開することが求められていることから、「参加したくなる会議のつくり方」の著者である加留部貴行さんを講師に迎えファシリテーションを学びました。

ソーシャルワーク機能強化研修［全5回］

支援課題　包括的な支援と多様な参加・協働の調整機能を円滑に移行する

成果目標　個と地域の一体的支援機能と連携・協働の中核機能が発揮される

被災者見守り・相談支援事業終了を見据え、災害時にも機能する平常時の包括的支援体制の構築に結びつけられるよう、本事業が発揮してきた機能や担ってきた役割、必要機能に応じて新たに創出した仕組みや場を、《生活課題の解決（生活再建を促進する支援）》《地域福祉を推進する働きかけ》の観点から整理し、機能移行できるよう検討を重ねてきました。

具体的には、『社協・生活支援活動強化方針：地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言と第2次アクションプラン』に照らして、今後強化すべき機能などを話し合いました。また、社会福祉協議会の5つの活動原則をふまえて、社協が取組む被災者支援活動のポイントも整理しました。この整理に基づき、令和4年度は、必要機能の強化に向けた取組みを進める予定です。

社協の活動原則と被災者生活支援　おさらい

	解説	被災者生活支援活動のポイント
① 住民ニーズ基本の原則	住民のニーズに立脚した活動を行う	被災者ニーズを把握し、把握したニーズに基づく活動を行っているか。またはニーズを先回りして捉えた活動をしているか。
② 住民活動主体の原則	自発的な参加による組織を基盤にした活動を行う	様々な団体・地域資源を資源化させ、それらの資源を中心にした活動（資源化した資源が定着されるような活動）を行っているか。
③ 民間性の原則	自由で機動力があり、開拓性、即応性、柔軟性を発揮した活動を行う	オリジナリティのある社協らしい支援活動や社協の目的事業との連動性を踏まえた活動を行っているか。
④ 公私協働の原則	各種団体や行政との連携・協働した活動を行う	行政計画の位置づけや連動性、ソーシャルアクションやアドボカシーを意識した活動を行っているか。
⑤ 専門性の原則	住民組織化、企画・計画化、統合化の専門性を生かした活動を行う	復興後の福祉コミュニティに向け、理論と技術に裏打ちされたコーディネート活動を行っているか。

包括的支援体制構築促進シンポジウム

災害時にも機能する平常時の包括的支援体制とは？

～平常時の包括的支援体制を災害モードに切り替えるためのカギとなる要素を明らかにする～

多様な分野の支援者が、平常時に包括的支援体制を構築しておくことの必要性と重要性を平成30年7月豪雨災害時の支援経験から実感すること、災害時に平常時の包括的支援体制を災害モードに切り替えるためのカギとなる要素について共に仮説をたてること、を目的として本シンポジウムを開催しました。

倉敷市被災者見守り支援室と倉敷市真備支え合いセンターからの実践報告をコーディネートいただいた全国社会福祉協議会 地域福祉部部長 高橋良太さんのコメントをご紹介します。

全国社会福祉協議会
地域福祉部 部長 高橋 良太 氏

基調講演・課題提起
災害対応のガバナンス
～災害対応のマルチセクター化と社会保障のフェーズフリー化の必要性
講師：大阪市立大学大学院　准教授　菅野 拓 氏

実践報告Ⅰ
被災者支援と平時の社会保障とを連続させる取組み
～倉敷版“災害ケースマネジメント”型の被災者支援：調整機能の発揮
報告者：倉敷市 被災者見守り支援室　主幹／保健師　末竹 須美子 氏

実践報告Ⅱ
公私協働による被災者支援の取組みと工夫
～倉敷版“災害ケースマネジメント”型の被災者支援：開発機能の発揮
報告者：倉敷市真備支え合いセンター　センター長　佐賀 雅宏 氏

実践報告Ⅲ
包括的な支援を要する世帯と包括的な支援の一体的な提供
～倉敷版“災害ケースマネジメント”型の被災者支援
：社会福祉士と保健師が中心となったケースマネジメントの過程
報告者：倉敷市真備支え合いセンター　副センター長　山下 雅光 氏

要点整理
コーディネーター：全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長　高橋 良太 氏

概要説明
令和3年7月熱海市伊豆山土石流災害による被災者の支援体制
～熱海市伊豆山ささえ逢いセンターの特徴
説明者：静岡県社会福祉協議会　災害福祉支援アドバイザー
オフィス園崎　代表　園崎 秀治 氏

経験共有
被災者見守り・相談支援事業と重層的支援体制整備事業の連動
話し手：熱海市伊豆山ささえ逢いセンター　副センター長
熱海市 健康福祉部 長寿介護課 長寿支援室
室長／保健師　前川 美奈子 氏
熱海市社会福祉協議会
常務理事 兼 事務局長　真野 隆 氏
熱海市伊豆山ささえ逢いセンター・重層的支援体制整備事業
事業担当　木村 早苗 氏

要点整理
平常時の包括的支援体制を災害モードに切り替えるために
全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長　高橋 良太 氏

個別支援会議、多機関連携会議、民間団体連携会議といった会議体を活用しながら、情報共有はもちろんですが、目線合わせや価値観合わせをしながら、ぶれない支援をしてこられたということは、多機関協働、多職種連携では肝になる部分ではないかと思います。

支え合いセンターの活動からは、「つながり続けるアプローチ」をしっかりと実践されていたということがわかりました。

潜在化させない、将来課題となることを見越しながら、つながり続けていくことが大事。

今、重層的支援体制整備事業の整備が進んでいますが、ひとつのアプローチがそれで、もうひとつ「具体的な課題の解決をめざすアプローチ」というのがあります。それは、先程のお話しにもありましたが、個別支援会議や多機関連携会議などを利用しながら、そこを取りこぼさないでしっかりと課題解決につなげていくこと。この２つのアプローチがこの倉敷市の中ではしっかり機能しているのではないかと感じました。

居場所をつくっていく、有償の活動をつくっていく、という話もありました。支え手・受け手を分かたない、というところ。これは包括的支援体制の基本ということなんですね。

実践報告から、「災害時の包括的支援体制のあり方」を勉強させていただいたなと思いました。ひとつは、あらゆる地域生活課題に対応した支援をしていること。それはもちろん

見守り訪問を起点（核）とした被災者支援の仕組み
～個への傾聴から，フォーマル・インフォーマルな支援，制度へのつなぎ～

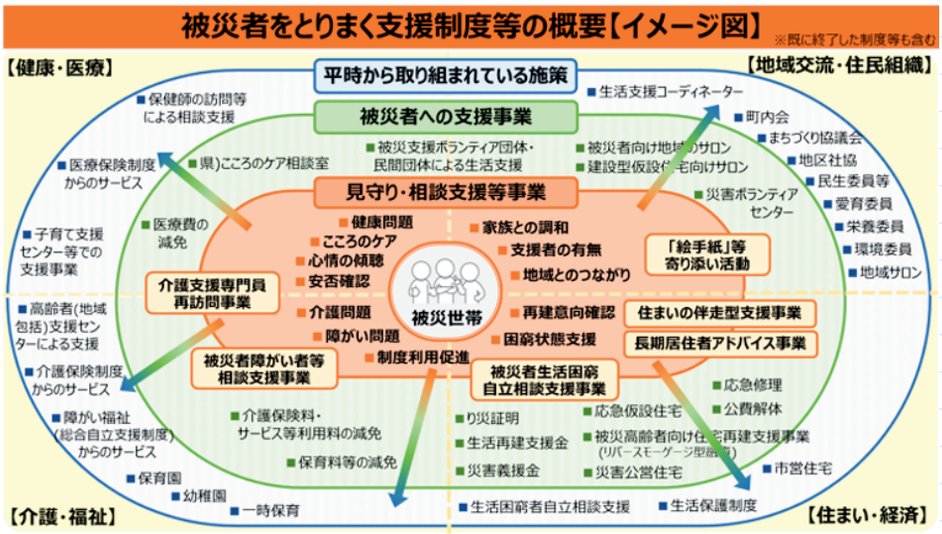

災害を契機にした部分もありますが、災害前からあらゆる課題があったものに対して、そういうものを属性・世代を問わずに、包括的に相談を受けとめながら、その課題解決に迫っている、というところが非常に面白かったなと思ったところです。

災害時の支援、それは泥カキだけではないというところが如実に出ていたということですね。生活全体の支援をしているということですね。

相談者が抱える課題を縦割りの制度・サービスから捉えるんじゃなく、本人の生活、あるいは世帯の生活全体を捉えて、包括的な支援をしているということがまた素晴らしかったなと。本人だけではなく、世帯全体をとらえていく。先ほどの事例のように、ひとつの世帯、ご家族が抱える課題が複数あるところ、そこを世帯全体まるごと包括的支援をおこなっているということ、が素晴らしいとおもいました。

多職種連携・多機関協働の会議体を通して、複雑化・複合化している課題に対して支援に関わる機関、多職種・多業種さまざまですが、この役割分担とコーディネートをしっかり行っていた。そこのコーディネートが素晴らしかったと思います。

福祉や介護、保健医療だけではなく、住まいのことで建築士が入ったり、司法のことでは弁護士が入ったりしている。また学校の話も入ってくることもあるんじゃないかと思いますし、仕事なども含めて、生活全体を多分野の主体との連携協働によって支援ができているところが素晴らしいと思っています。

その支援は、制度だけではなかったということですね。地域住民、関係機関との連携協働による支援ができていた、さまざまな住民ボランティア、NPO、社会福祉法人、福祉施設、民生委員も含めて、色々な方々が協働できるようなフォーマル・インフォーマルが一緒になった支援ができている。

支え手・受け手を固定しない点、支援を受けている方が実は支援できるのだという点。そういう場を提供している。居場所ももちろんですし、活躍できる場や働ける場をつくっていく。そういうところにも目配りをしている所が素晴らしかったと思います。

倉敷のように、個別支援会議、多機関ミーティングなどを活用しながら、みんなで解決をしていく。それは制度だけではなく、非制度も含めて、やっていくということになると思います。

それをするためにはすべて外部からということはやりにくいことになると思いますので、地域の中で、あらかじめどういうような災害時の包括的支援体制づくりを進めていくのか、この点については計画づくりをしながら話し合いをしていただくことが大切になると思います。平時の体制を災害時に有効に機能させるそうした準備が今まさに求められていると感じています。

＊本文は、令和3年2月8日に開催したシンポジウムにおける高橋氏の発言を岡山県社会福祉協議会が一部抜粋して構成したものです。

実施センター・関係各課より

Ｒ３年度の取り組み概況（成果）

岡山県保健福祉部 保健福祉課 被災者生活支援室　室長　千葉 哲也

令和４年２月末現在、仮設住宅に入居中の被災者のみなさまは、建設型と借上型の仮設住宅を合わせて52戸であります。ピーク時であった平成30年11月末時点と比較すると、実に、98.5％を超える方々が住まいの再建を果たされたということになりました。

さらに、いま現在、住まいを再建途中の方のみならず、既に再建を果たされた方の中にも、日常生活などで種々の課題を抱えている方がまだ一定数いらっしゃいます。こうした中、県被災者生活支援室では、「岡山県くらし復興サポートセンター」等を最大限活用し、被災者の方々の孤立防止等のための見守りや日常生活上の相談支援などを実施する市町村を力強く支援してまいりました。

入居者の推移状況

		本年度当初	Ｒ４．２末
建設型（倉敷市）	真備総	【18戸】… 36人	【7戸】… 17人
	二　万	【6戸】… 12人	【2戸】… 5人
	みその	【10戸】… 23人	
	岡　田	【7戸】… 12人	
	柳井原	【7戸】… 14人	
	市　場	【16戸】… 28人	
（計）		【64戸】…125人	【9戸】… 22人
借上型	倉敷市	【387戸】…909人	【42戸】…113人
	総社市	【3戸】… 7人	
	その他	【9戸】… 17人	【1戸】… 2人
（計）		【399戸】…933人	【43戸】…115人

特に令和3年度は、コロナ渦の影響で大人数での会議や研修の開催が大変困難な状況でした。そこで、仕切りを設けたり、会議そのものをリモート（Web）で実施したりと感染防止対策を的確に講じながら、支援者間の課題共有やネットワークの構築等に鋭意努めてきたところです。

最後に、残る被災者の方々が一日も早く自宅の再建を果たされ、それぞれがお住まいの地域で安心して暮らしていただけるよう、引き続き、市町村や関係機関のみなさまと連携し全力でお手伝いしてまいりたいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

令和３年度の支援と今後の支援について

倉敷市保健福祉局 健康福祉部 健康長寿課 被災者見守り支援室　室長　秋山 剛

令和３年度は、被災者支援制度等の変化により、ケースマネジメントの取り組みを大きく変化させた年度だったと考えています。

それは仮設住宅の１回目の延長が終わる時期であったこと、被災者自身の意識の変化がみられた時期であったこと、の二点が背景にあると考えています。

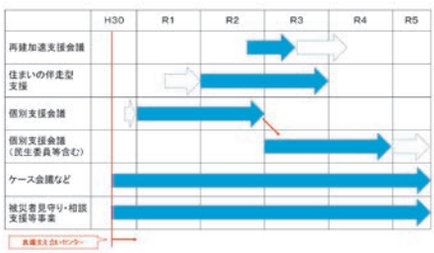

まず、仮設住宅の２回目の延長条件から「経済的な理由による」ものが省かれたため、住まいの再建に関する支援に力を入れました。自宅を新築・修理する以外の再建方法を選択せざるを得なかった被災者に対して、民間賃貸住宅・公営住宅等への移動を支援し、一方で自宅の再建を選択した被災者に対しては契約の進展状況等の把握に努め、世帯事情の変化による躓きを最小化するよう取り組みました。具体的には、倉敷市と岡山県の福祉・住宅関連部署、支援機関の協働によるケースマネジメント「再建加速支援会議」を立ち上げ、それぞれが所管する調査への回答と見守りや支援により把握している世帯の事情等を個別につき合わせながら、必要なケースに対して、支援者側の役割分担とスケジュール管理を徹底して実施しました。この会議においては、３年近く続けてきた見守りによる正確な状況把握（アセスメント）に加え、被災１年後から準備を進めることで被災者との信頼関係の構築に十分な時間が取れた「住まいの伴走型支援」、住宅施策による災害公営住宅や市営住宅の特定入居などを組み合わせた支援となるよう進めていきました。

次に、真備町全域で見れば、住まいの再建を果たし仮設住宅等から多くの被災者が真備町に戻ってきたことによる被災者の意識の変化が見られた時期でもあったと思います。そのため、将来を見据え公的な見守り支援から地域の共助による見守りへの移行のための準備として、従来のケースマネジメント「個別支援会議」を民生委員等の地域の方々を積極的に加えた形へと変えていきました。これには、支所保健師や地域包括ケアと連携した「ゆるやかな見守り」の構築に向けた再々の協議を通じ、支援者側に共通認識ができていたことが大きな後押しとなったと考えています。

必要とされる支援の変化が速いことが被災者支援の特徴だと思います。今後は、次に必要な支援に向けた準備を進めながらも、将来的に「被災者支援」の枠組みが終了した後も支援が途切れないよう、被災者支援と一般施策に基づく支援とをすり合わせていくことも必要だと考えています。

R３年度の取り組みについてまとめ

市民に寄り添う「絆」のまち　そうじゃ

総社市 保健福祉部 被災者寄り添い室　室長補佐　白神 和彦

西日本豪雨災害より三年半が経ち、被災者の生活再建はほぼ完了しましたが.高梁川堤防の強化工事や、寄り添いの訪問先での、災害への不安を訴える声を聞くと、まだまだ平穏を取り戻したとは言い難い状況が続いています。

現在、総社市では被災世帯のうち400世帯を見守り対象として訪問等を行っており、その400世帯を「健康問題」や「住まいの再建」「日常生活支援」の支援課題の状況により、体制をⅠからⅣまでの４段階に分けて支援を行っています。

400世帯の中でも体制Ⅰで既に生活再建済であり「課題なし」の世帯が今では全体の92パーセントを占めていて残りの８パーセント（約30世帯）の世帯について重点的に訪問等を行っています。この約30世帯については、高齢者の世帯が多数を占めており、支援課題を見てみると「健康問題」や「介護問題」が大半を占めています。

被災者寄り添い室としては、福祉課、長寿介護課、健康医療課、地域包括支援センターや社会福祉協議会へこれらの課題を情報提供し、連携を図り、解決に向け取り組みを進めています。

総社市は被災者支援の会議として、週１回の被災者寄り添い室でのミーティング、同じく週１回の復興推進室や危機管理室、建築住宅課等を交えての「復興845」、復興845終了後に福祉部門だけを集めて行う「復興845アフター」、そして月１回開催している「被災者支援会議」を開催しています。これらのミーティングや会議がそれぞれが気になる世帯の情報提供や市の施策を伝える場となっています。

総社市復興計画の基本理念でもある『市民に寄り添う「絆」のまち　そうじゃ』に、今後も被災者のために全力で寄り添い続けていきたいと思います。

総社市の「総社市復興計画」での事業は令和５年度が最終となっており、残り２年間となりました。復興計画の基本理念となっている『市民に寄り添う「絆」のまち　そうじゃ』に今後も被災者のために全力で取り組みたいと思います。

実施センターを支援する県域における くらし復興サポートセンターの使命とは

岡山県くらし復興サポートセンター　所長　木村 真悟

令和３年度本会が受託した「被災者見守り・相談支援事業に係る市町村支援業務」は、倉敷市・総社市の実施センターの支援（(1)相談対応や情報提供、(2)研修や連絡会議の開催、(3)専門職・アドバイザーの派遣、(4)生活再建の支援）であった。

(1)相談対応や情報提供、(2)研修や連絡会議の開催については、実施センターの置かれた状況や要望に基づいて、センター自体の機能や相談員の技能を高めることを目的に実施することで、県域センターとしての役割を果たしてきた。この対応は県域における都道府県社協にとっては、日常の市町村社協からの相談対応や研修会の開催といった通常業務と支援過程は変わらない。

(3)専門職・アドバイザーの派遣についても、実施センターの機能や個別相談への対応方法を高めていく取り組みには変わらないが、この要望に応えていくには、普段からの専門機関・関係機関とのネットワーク（顔の見える関係づくり）の構築、精神保健福祉士協会や介護支援専門員協会、生活困窮者支援団体といった福祉分野のみならず、弁護士会等の士業関係団体、建築士会、ファイナンシャルプランナー協会など、被災者の生活支援全般に関連する県域団体とのネットワーク構築の必要性を痛感した。万が一、専門機関・団体や社会資源の少ない地域が被災した場合、県域としてのネットワークが果たす役割は大きいと思われる。

(4)生活再建の支援においては、倉敷市・総社市の実施センターは市内在住の被災者だけではなく、市外在住の被災者への見守り・相談支援も実施していたが、やはり生活に関わる地域情報や社会資源、日常の見守り支援については在住地の市町村にお願いしたほうが効果的であった。被災地市町村と被災地外の市町村をつなぎ、同じ目線で被災者支援に取り組んでいく関係性を構築していくことが県域の役割であると認識することができた令和３年度であった。

いずれ本センターも終了を迎えるときは来る。それまでに県域としての使命を自覚し、平時からのネットワークの構築と発災後の被災者支援に関する迅速な目線合わせに取り組むことができるように体制構築を進めていくことが求められている。

岡山県くらし復興サポートセンター

お問い合わせ先

岡山県くらし復興サポートセンター
〒700-0807　岡山市北区南方 2-13-1　きらめきプラザ3階
電話番号：086-226-2830
FAX 番号：086-225-6602
メール：kurashi@fukushiokayama.or.jp
HP：https://kurashi.fukushiokayama.or.jp

発行人／岡山県くらし復興サポートセンター
発行日／ 2022 年 3 月